

指定居宅介護支援事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人貞仁会新札幌ひばりが丘病院が開設する新札幌ひばりが丘ケアサポートセンター（指定居宅介護支援事業所）（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保健施設などとの綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 新札幌ひばりが丘ケアサポートセンター（指定居宅介護支援事業所）
- （2） 所在地 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12-40
新札幌ひばりが丘病院ウェルフェアセンター2階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種及び職務内容は次のとおりとする。なお、人員は、別に定める。

（1） 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

（2） 介護支援専門員 4名以上

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整等、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日までは午前9時から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制
事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。
- (2) 課題分析票の種類
利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「厚生労働省課題分析標準項目」等とする。
- (3) 介護サービス計画の作成
- (4) サービス担当者会議
介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。
- (5) 居宅訪問
居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況などを把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。
- (6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道1キロメートルにつき70円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市厚別区の全域と、札幌市白石区・清田区・江別市・北広島市の一部（大曲・西の里）の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を工事、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条 事業所内における感染症の発生及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(衛生管理)

第14条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うい感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(秘密の保持)

第15条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(記録の保存)

第16条 事業者は、指定居宅介護支援に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。

- 1 居宅サービス計画
- 2 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- 3 サービス担当者会議の記録
- 4 モニタリングの結果の記録
- 5 利用者からの苦情の内容等の記録
- 6 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 7 その他提供した具体的なサービス内容等の記録

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修：採用後3か月以内

(2) 継続研修：年1回以上

2 事業者は、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3 事業所の運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項は、事業所の見やすい場所に掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとする。

附 則

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 平成12年 4月 1日施行 | 12. 平成20年12月 1日改定 |
| 2. 平成14年 4月 1日改定 | 13. 平成21年 4月 1日改定 |
| 3. 平成15年 4月 1日改定 | 14. 平成25年 5月 1日改定 |
| 4. 平成16年12月21日改定 | 15. 令和 2年 4月 1日改定 |
| 5. 平成17年 4月 1日改定 | 16. 令和 4年 9月 1日改定 |
| 6. 平成18年 4月 1日改定 | 17. 令和 4年12月 1日改定 |
| 7. 平成19年 5月21日改定 | 18. 令和 6年 4月 1日施行 |
| 8. 平成19年 8月 1日改定 | 19. 令和 8年 3月 1日改定 |
| 9. 平成19年12月 1日改定 | |
| 10. 平成20年 5月 1日改定 | |
| 11. 平成20年10月 1日改定 | |